

宮島訪問税 特別徴収の手引 【旅客船舶事業者用】

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市
はつかいちし

第2版 令和6年10月

千年先も、
いつくしむ。

宮島

MIYAJIMA

持続可能な宮島を、みんなのチカラで。

第1章 宮島訪問税について	1
1. 宮島訪問税の趣旨と活用事業.....	1
2. 宮島訪問税の徴収方法.....	1
(1) 特別徴収制度.....	1
(2) 特別徴収義務者.....	2
(3) 旅行業を営む者等が事前に乗船料等を預かり、後日精算する場合の訪問税の取扱いについて.....	3
第2章 宮島訪問税のしくみ	5
1. 宮島訪問税の手続きの流れ.....	5
2. 課税客体・納税義務者.....	6
3. 「訪問」の定義.....	7
4. 税率.....	7
5. 課税免除.....	8
6. 外交官等の任務遂行に伴う宮島への訪問の課税免除.....	9
第3章 宮島旅客運送事業経営申告書の提出	10
1. 宮島旅客運送事業を開始しようとするとき.....	10
2. 宮島旅客運送事業経営申告書により申告した内容に変更があったとき.....	11
3. 営業を廃止するとき.....	12
第4章 宮島訪問税の申告納入	13
1. 納入申告書の提出.....	13
2. 納入.....	14
3. 申告納入期限.....	14
4. 納入義務の免除.....	15
5. 徴収不能額の還付.....	15
6. 更正の請求.....	15
第5章 適正な申告納入のために	17
1. 納税管理人.....	17
(1) 納税管理人の申告.....	17
(2) 納税管理人の変更等.....	17
2. 帳簿等の記載、保存.....	17
3. 調査.....	18
4. 加算金.....	18
5. 延滞金.....	20
6. 罰則、滞納処分.....	21
7. 不服申立て.....	22
第6章 その他	23

1. 乗船券及び領収書等への表示.....	23
2. 申告書等の提出先・お問い合わせ.....	24

第1章 宮島訪問税について

1. 宮島訪問税の趣旨と活用事業

宮島訪問税は、宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するために課す法定外普通税です。

世界遺産を擁する宮島では、国際的な観光地として、宮島口地区の渋滞対策や島内のトイレに代表される来訪者の受入環境の整備・維持管理など全国標準を上回って発生・増幅する行政需要が発生しています。それらの行政需要に対応するため、来訪者にその一部の負担を求めるものです。

宮島訪問税は、宮島町内のトイレの維持管理や宮島口の渋滞対策など、現時点で発生または増幅している行政需要に活用するほか、エコツーリズムなど自然環境への将来の負荷を予防・軽減するための施策に活用します。

2. 宮島訪問税の徴収方法

宮島訪問税には、廿日市市が直接徴収する「申告納付制度」と、宮島訪問税の徴収について便宜を有する者が徴収する「特別徴収制度」の2つの徴収方法があり、船舶運航事業者による宮島訪問税の徴収方法は、後者の特別徴収によって徴収することとなります。本書は、特別徴収制度についての手引を作成します。

(1) 特別徴収制度

宮島訪問税の納税義務者は、宮島への訪問者（船舶により宮島町の区域外から宮島町の区域に入域する者）ですが、廿日市市が直接徴収するのではなく、船舶運航事業者が、乗船客から乗船料と合わせて宮島訪問税を徴収し、廿日市市へ申告と納入をしていただくこととしています。この制度を「特別徴収制度」といいます。

(2) 特別徴収義務者

宮島訪問税の特別徴収義務者は、宮島町の区域と宮島町以外の区域との間において、海上運送法に基づき許可を得て、又は届出をして旅客を運送する事業者（以下「船舶運航事業者」という。）と、地方港湾厳島港の棧橋の管理者（以下「棧橋管理者」という。）です。ただし、これ以外の方が宮島訪問税の徴収について便宜を有すると認められる場合（全面的に経営を委託している場合など）は、その方が特別徴収義務者となることがあります。この場合の詳細は、廿日市市までお問い合わせください。

なお、船舶運航事業者又は棧橋管理者は、本市からの個別の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となります。

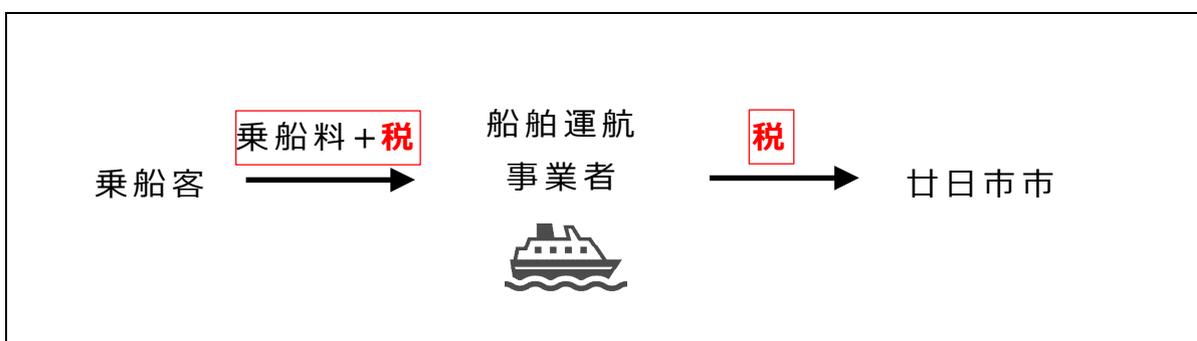
特別徴収義務者は、宮島訪問税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。詳しくは下記のページをご参照ください。

- 宮島旅客運送事業申告書の提出・・・・・・・・P 1 0
- 宮島訪問税の申告納入・・・・・・・・P 1 3
- 帳簿等の記載・保存・・・・・・・・P 1 7

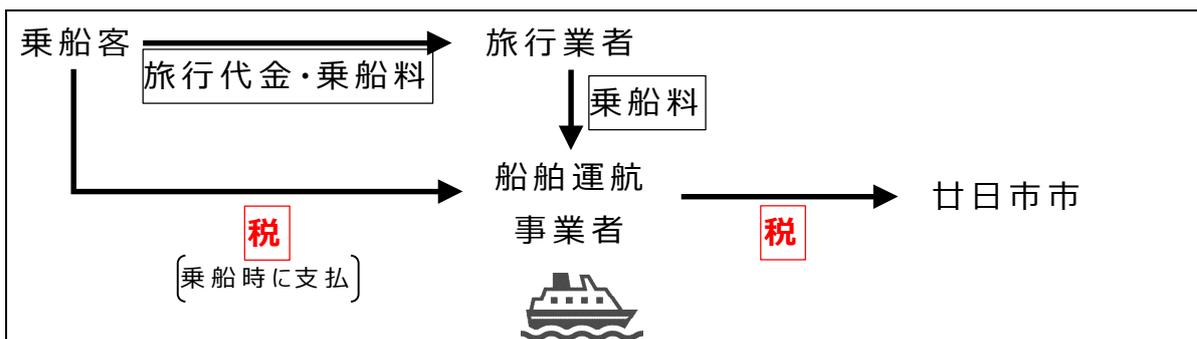
(3) 旅行業を営む者等が事前に乗船料等を預かり、後日精算する場合の訪問税の取扱いについて

旅行業を営む者（以下「旅行業者」という。）との約定等により、乗船料等を前もって旅行業者が徴収する場合、乗船料とは別に宮島訪問税の徴収が必要な場合があります。乗船料及び宮島訪問税の精算に関しては、下記を参考に旅行業者との約定等により取り決めてください。

【船舶運航事業者が乗船料と訪問税を同時に徴収する場合】



【事前に旅行会社のクーポン券や交通事業者の企画周遊券を購入している場合】



【貸切船を利用する場合】



第2章 宮島訪問税のしくみ

1. 宮島訪問税の手続きの流れ

【①はじめに】

- ・海上運送法の許可、または届出により宮島旅客運送事業を開始

【②経営開始日が確定したら】

- ・営業開始日（宮島訪問税条例施行日に既に営業している場合は、条例施行日）の5日前までに宮島旅客運送事業開廃申告書を廿日市市に提出 P. 26

【③宮島への訪問行為があった】

- ・訪問者から宮島訪問税を徴収

【④徴収した宮島訪問税は】

- ・納入申告書を廿日市市に提出 P. 28
- ・納入書により金融機関等で納入 P. 30

2. 課税客体・納税義務者

宮島訪問税の課税対象となる行為（課税客体）は、船舶により宮島町の区域（公有水面を除く。）に訪問をする行為です。

宮島訪問税は、令和5年10月1日以後の訪問に対し、その訪問者に課税されます。

宮島訪問税の納税義務者は、下記を除く訪問者です。

課税対象外となる者	
①	宮島町の区域の住民
②	宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者
③	宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等

上記の課税対象外となる者は、廿日市市が発行する課税対象外証明書を提示して乗船することになります。その場合は、証明書の有効期間を確認していただき、有効期間内であれば、宮島訪問税の徴収は不要です。

< 課税対象外となる者が携帯する証明書 >

宮島訪問税 課税対象外証明書 (宮島住民)
 ID: 12345678
 氏名 廿日市太郎 生年月日 平成12年12月31日
 住所 広島県廿日市市宮島町××××・アパート名、号室
 有効期間 令和-5(2023)年10月-1日から
 令和10(2028)年-9月30日まで
 表記の者は宮島訪問税条例第3条第2項第5号に規定する課税対象外の者であることを証する。
 令和5年9月1日 廿日市市長

① 宮島町の区域の住民

宮島訪問税 課税対象外証明書 (通勤)
 ID: 12345678
 氏名 廿日市太郎 生年月日 平成12年12月31日
 住所 広島県廿日市市下平良一丁目×××マンション・アパート名、号室
 有効期間 令和-5(2023)年10月-1日から
 令和10(2028)年-9月30日まで
 表記の者は宮島訪問税条例第3条第2項第5号に規定する課税対象外の者であることを証する。
 令和5年9月1日 廿日市市長

② 宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者

宮島訪問税 課税対象外証明書 (宮島住民)
 ID: 12345678
 氏名 廿日市太郎 生年月日 平成12年12月31日
 住所 広島県廿日市市宮島町××××・アパート名、号室
 有効期間 令和-5(2023)年10月-1日から
 令和10(2028)年-9月30日まで
 表記の者は宮島訪問税条例第3条第2項第5号に規定する課税対象外の者であることを証する。
 令和5年9月1日 廿日市市長

③ 宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等

3. 「訪問」の定義

宮島訪問税において「訪問」とは、船舶により、公有水面を除く宮島町以外の区域から、公有水面を除く宮島町の区域に入域することをいいます。

例えば、船舶により宮島町に入域したが、その場所が公有水面であり、その場所のみの滞在ということであれば、宮島訪問税は課税されません。

また、宮島町から船舶を出航し、宮島周辺等を遊覧し他に上陸せずそのまま宮島町に帰港する場合も、宮島訪問税は課税されません。

4. 税率

宮島訪問税の税率は、次のとおりです。

税率
1人1回の訪問につき100円
1年分を一時に納付する場合は、訪問者1人1年ごとに500円

なお、1年分を一時に納付する場合は、事前に廿日市市に申告して納付することとなります。この500円を船舶運航事業者が特別徴収することはありません。1年分を一時に納付した訪問者は、その納税をした証明書を廿日市市が発行します。その証明書を提示して乗船することになります。その場合は、証明書の有効期間を確認していただき、有効期間内であれば、宮島訪問税の徴収は不要です。



1年分一時納付証明書

5. 課税免除

宮島訪問税の課税免除となる対象は、次のとおりです。

課税免除
① 未就学児
② 学校（大学を除く。）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人
③ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障害者

① 未就学児

⇒ 未就学児の判断は、運賃収受と同様の判断基準で行ってください。
なお、同伴する保護者は、課税対象となり宮島訪問税の徴収が必要です。

② 学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人

⇒ 上記の場合、学校等が作成した「修学旅行等その他の学校行事であることの証明書【課税免除証明書】」（P. 32）を乗船時に船舶会社に提出することになります。その書類を確認することで宮島訪問税は課税免除となります。なお、提出書類は、帳簿と同様に3年間保管してください。

【問】 課税免除となる学校の範囲を教えてください。

【答】 大学を除く学校教育法第1条に規定されている学校が課税免除の対象となります。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校が課税免除の対象です。

(課税免除の対象とならない例)

- ・学校教育法第124条の専修学校（看護専門学校など）や同法第134条の各種学校（インターナショナルスクールや朝鮮学校など）、他の法律に基づく教育施設や外国の学校は課税免除の対象とはなりません。

【問】 課税免除の対象となる学校の行事や活動等を教えてください。

【答】 修学旅行、遠足、総合学習、社会見学などの学校行事、活動が課税免除の対象です。

実際に問合せがあった例ですが、特別支援学校の修学旅行として、生徒は学校に残り、先生等が宮島に渡り動画など撮影しリアルタイムで学校にいる生徒に視聴させる場合は、生徒が宮島を訪問しない場合でも先生等は課税免除の対象となります。

(課税免除の対象とならない例)

- ・修学旅行の下見は課税免除の対象とはなりません。

③ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障害者

⇒ 上記の手帳又は手帳に代わるものを確認することで宮島訪問税は課税免除となります。

6. 外交官等の任務遂行に伴う宮島への訪問の課税免除

外交官やその家族、大使館等の事務職員等による任務遂行に伴う宮島への訪問については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から、宮島訪問税の課税が免除されます。

その場合、外交官身分証明票、領事官身分証明票など、外交官やその家族、大使館等の事務職員等であることが分かる証明書の提示を受けて宮島訪問税を課税免除としてください。

第3章 宮島旅客運送事業経営申告書の提出

宮島旅客運送事業の開始、事業内容の変更、廃止等の際には、次の手続きが必要です。これは、廿日市市が宮島訪問税に係る事務を行うに当たり、船舶運航事業者の事業の改廃等の状況を把握しておく必要があるためです。

※ 各手続きの書類は廿日市市に提出してください。

※ 各手続きは原則、船舶事業者ごとに行ってください。

1. 宮島旅客運送事業を開始しようとするとき

新たに宮島旅客運送事業を開始する場合は、事業を開始する日の5日前までに開始の申告を行ってください。

事業の許可等を受けた方と実質的な航路運航事業者が異なる場合で、実質的事業者が特別徴収義務者となる場合は、当該事業者が開始の申告を行ってください。

※ 事業開始日が未定の場合でも、宮島旅客運送事業の許可または届出後、速やかに宮島旅客運送事業経営申告書の提出をお願いします。

※ 令和5年9月1日時点（宮島訪問税条例施行日）ですでに宮島旅客運送事業を営んでいる方についても、宮島旅客運送事業経営申告書を提出してください。

◆ 提出書類

①	宮島旅客運送事業経営申告書
②	宮島旅客運送事業に係る許可又は届出番号が確認できる書面 (写)
③	運航計画書 (写)

記入方法はP. 26～をご確認ください。

2. 宮島旅客運送事業経営申告書により申告した内容に変更があったとき

宮島旅客運送事業経営申告書の申告事項(代表者、名称等)に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

◆ 提出書類

①	宮島旅客運送事業経営申告事項変更申告書
②	登記事項証明書など変更の事実を確認できる書類 (写)

ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の申出ではなく、従前の特別徴収義務者による経営廃止の届出(4「営業を廃止するとき」と新たな特別徴収義務者による新規の申告を行ってください。

ア 営業譲渡

イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併

ウ 分割等による新法人への業務移管

エ その他上記に類する事由

3. 営業を廃止するとき

宮島旅客運送事業を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。

なお、廃止の日までに徴収すべき宮島訪問税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

◆ 提出書類

①	宮島旅客運送事業経営廃止届出書
②	事業の廃止を確認できる書類（写）

第4章 宮島訪問税の申告納入

「納入申告書の提出」と「納入」の手続が必要です。

記入方法はP.28～をご確認ください。

1. 納入申告書の提出

各月の初日から末日までの訪問に係る「宮島訪問税納入申告書」を作成し、翌月末までに提出してください。

○ 提出方法

廿日市市担当に郵送または持参してください。

廿日市市HPから電子申請をすることもできます。

○ 注意点

- ・ 月末で日付をまたぐ運航があった場合は、営業上の日付に合わせてください。

- 納入申告書は、廿日市市のホームページからダウンロードできます。

<宮島訪問税を過大に申告・納入したとき>

訪問者数及び宮島訪問税額等を誤って過大に申告した場合、本市により更正の手続を行い、税額を改めます。その際には、速やかに廿日市市にご連絡ください。

※ 詳細は15ページに記載

<宮島訪問税を過少に申告・納入したとき>

訪問者数及び宮島訪問税額等を誤って過少に申告した場合は、宮島訪問税納入申告書を再度適正な金額で作成の上提出し、不足分を納入してください。

なお、納入が遅れた場合、加算金等が発生する場合があります。

2. 納入

納入申告書により申告した訪問税額は、「宮島訪問税納入書」により金融機関等で納入してください。

- 納入書は、廿日市市のホームページからダウンロードできます。

3. 申告納入期限

申告及び納入の期限は、原則、訪問があった月の翌月の末日です。

- 月末が土曜日、日曜日、祝日又は年末年始（12月29日～1月3日）に当たる場合は、その翌日が期限となります。
- 原則として、廿日市市に届いた日が申告日となります。ただし、郵便の場合、郵便局（郵便官署）の消印が期間内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。
- ※ 申告書等は信書に該当するため、信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等は利用できません。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。（詳しくはP. 18をご確認ください。）

4. 納入義務の免除

特別徴収義務者が宮島訪問税を受け取ることができなかったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宮島訪問税を、天災その他避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、当該納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を説明する書類が必要となります。

詳細については、廿日市市にお問い合わせください。

5. 徴収不能額の還付

納入義務を免除した場合において、すでに宮島訪問税を納入している場合は、当該宮島訪問税を還付します。なお、納入済みの宮島訪問税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

6. 更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宮島訪問税額を実際よりも過大に申告した場合は、更正の請求をすることができます。

なお、更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から5年以内です。

更正の請求は、「更正請求書」に理由を明記し、正しい訪問者数を記載したことがわかる書類等を添付の上、廿日市市に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行いますので、帳簿等の調査にご協力ください。

第5章 適正な申告納入のために

1. 納税管理人

特別徴収義務者は、廿日市市内に住所及び所在地（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

（1）納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に申告してください。ただし、宮島訪問税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がない場合があります。詳しくは廿日市市までお問い合わせください。

◆ 提出書類

①	宮島訪問税納税管理人申告書
②	納税管理人が法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合は住民票（写し）

（2）納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その異動が生じた日から10日を経過した日までに、その旨を申告してください。

◆ 提出書類

①	宮島訪問税納税管理人申告書
②	新たな納税管理人の住民票等の変更等の確認ができる書類（写し）

2. 帳簿等の記載、保存

日々の宮島訪問税を適正に把握していただくために、廿日市市宮島訪

問税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を帳簿の記載の日から3年間保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方法によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内保存する必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

○ 帳簿とは

訪問年月日、訪問の総数、課税対象外者の訪問の総数、課税免除が適用される訪問の総数、の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

例) 売上帳、現金出納帳等

自社で帳簿がない場合は、P. 31の宮島訪問税月計表を使用してください。

3. 調査

宮島訪問税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、本市の担当職員が申告指導や現地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をお願いします。

4. 加算金

宮島訪問税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。

更正による不足税額の 10%

※ 不足税額が期限内申告額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額×5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

① 提出期限後に納入申告書の提出があったとき。

申告税額の 15%

② 納入申告書の提出がないため、決定があったとき。

決定税額の 15%

③ ①②の場合で、更正があったとき。

更正による不足税額の 15%

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。

申告税額の 5%

※ ①から③までの場合は、納入すべき税額のうち 50 万円を超える部分について、さらに 5%が加算されます。

※ ④の場合で、その提出期限後に提出された納入申告書が本来の提出期限から 1 か月以内に提出されているなど一定の要件を満たすときは、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき。

① 過少申告加算金に関するもの

過少申告加算金 10%に代えて 35%

② 不申告加算金に関するもの

過少申告加算金 15%に代えて 40%

※ 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等を行った場合は、加算金の割合に 10%が加算されます。

5. 延滞金

納入期限までに宮島訪問税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金が課されます。延滞金は、納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じて計算します。

【延滞金の計算方法】

(1) 納入期限の翌日から 1 月を経過する日まで

⇒ 延滞金特例基準割合 (※) に年 1% を加算した割合 (上限は年 7.3%)

(2) 納入期限の翌日から 1 月を経過した日以降

⇒ 延滞金特例基準割合 (※) に年 7.3% を加算した割合 (上限は年 14.6%)

※ 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定に基づき財務大臣により告示された平均貸付割合 (各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合) に、年 1% の割合を加算した割合のことを指します。

【延滞金の算出に係る端数処理等について】

① 延滞金の計算は、各月の宮島訪問税ごとに行います。

- ② 計算の基礎となる税額 2,000 円未満の場合、延滞金はかかりません。
- ③ 延滞金の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて延滞金の計算を行います。
- ④ 算出した延滞金に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を徴収します。また、算出した延滞金が 1,000 円未満である場合は、その全額を切り捨てます。

6. 罰則、滞納処分

宮島訪問税に関する罰則等や滞納処分については、宮島訪問税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。宮島訪問税の申告等についてお困りの点がありましたら、お早めに廿日市市までご相談ください。

○ 罰則等の対象となる行為

- ・ 検査拒否
- ・ 納税管理人に係る虚偽の申告又は不申告
- ・ 帳簿の記載義務違反
- ・ 虚偽の申告
- ・ 脱税 等

7. 不服申立て

本市の処分について不服があるときは、審査請求をすることができます。

なお、審査請求ができるのは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。

○ 審査請求の対象となる処分

- ・ 税額の更正又は決定
- ・ 加算金の決定
- ・ 更正請求の否認
- ・ 特別徴収義務者の指定・解除 等

第6章 その他

1. 乗船券及び領収書等への表示

乗船券及び領収書等に宮島訪問税の名称とその額を表示、または、乗船券に宮島訪問税が含まれている旨を記載してください。

宮島訪問税の名称表示は、日本語表記は、『宮島訪問税』、英語表記は『Miyajima visitor tax』です。

また、乗船客に廿日市市が課税した税であることを記載する場合は、「宮島訪問税は、廿日市市が課税する地方税です。」「Miyajima Visitor tax is a local tax levied by Hatsukaichi City.」と表記してください。

<乗船券・領収書への表記例>

乗	船	料	500	円
宮	島	訪	問	税 100 円
合		計	600	円

領	収	額	600	円
(宮島訪問税 100 円を含む)				

乗	船	券	600	円
(うち、宮島訪問税 100 円含む)				

※ 宮島訪問税の導入時の支援として、宮島訪問税 100 円のみ領収書を準備しています。利用される場合はご連絡ください。(社名の記入、社印の押印をして利用してください。)

2. 申告書等の提出先・お問い合わせ

廿日市市 総務部 課税課

〒738-8501 廿日市市下平良1丁目11番1号（市役所本庁1階）

電話：0829-30-9114

F A X：

<廿日市市宮島訪問税のホームページ>

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/115/59551.html>

【参考】宮島訪問税の特別徴収対象者

乗船客		徴収	確認書類等
課税対象外	宮島町の区域の住民	×	課税対象外証明書
	宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者	×	
	宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等	×	
課税免除	未就学児	×	なし ※運賃收受と同様の判断基準
	学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人	×	学校行事等であることを証明する様式
	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障害者	×	左記に該当する手帳又は手帳に代わるもの
	外国大使館等の任務遂行により宮島を訪問する者	×	職員証または職員証に代わるもの
1年分を一時に納付する場合（訪問者1人1年ごとに500円）	乗船時までには年払いの申告・納入を済ませて年払い証明書の交付を受けている者	×	1年分一時納付証明書
上記以外		○	

様式第13号（条例第15条関係）

宮島旅客運送事業経営申告書

年 月 日

廿日市市長 様

申告者

住所又は所在地

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

宮島旅客運送事業の経営を開始するので、次のとおり廿日市市宮島訪問税条例第15条第1項の規定により申告します。

海上運送事業の許可等	住所又は所在地	
	ふりがな 氏名又は名称 (法人にあつては代表者氏名)	
	許可又は届出の種別	<input type="checkbox"/> 一般旅客定期航路事業（海上運送法第3条） <input type="checkbox"/> 特定旅客定期航路事業（海上運送法第19条の3） <input type="checkbox"/> 人を運送する内航不定期航路事業（海上運送法第20条第2項） <input type="checkbox"/> 旅客不定期航路事業（海上運送法第21条） <input type="checkbox"/> その他（下記に事業種別と根拠規定を記載してください。） ()
	許可又は届出の年月日	年 月 日
宮島旅客運送事業の経営開始 予定年月日又は経営開始年月日	起点	
	寄港地	
	終点	
宮島旅客運送事業の経営開始 予定年月日又は経営開始年月日	主な使用船舶の旅客定員数（1隻当たり）	人
	使用船舶の隻数	隻
	カーフェリーの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
宮島旅客運送事業の経営開始 予定年月日又は経営開始年月日		年 月 日
書類の送付先		
担当者		電話 - -

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記入例

様式第 1 3 号（条例第 1 5 条関係）

宮島旅客運送事業経営申告書

令和●●年●月●●日

廿日市市長 様

申告者

住所又は所在地 廿日市市●●-●●

氏名又は名称 株式会社●●●●

代表取締役社長 ●● ●●

個人番号又は法人番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●

宮島旅客運送事業の経営を開始するので、次のとおり廿日市市宮島訪問税条例第 1 5 条第 1 項の規定により申告します。

海上運送事業の許可等	住所又は所在地	廿日市市●●-●●
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)	株式会社●●●● 代表取締役社長 ●● ●●
	許可又は届出の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一般旅客定期航路事業（海上運送法第 3 条） <input type="checkbox"/> 特定旅客定期航路事業（海上運送法第 1 9 条の 3） <input type="checkbox"/> 人を運送する内航不定期航路事業（海上運送法第 2 0 条第 2 項） <input type="checkbox"/> 旅客不定期航路事業（海上運送法第 2 1 条） <input type="checkbox"/> その他（下記に事業種別と根拠規定を記載してください。） ()
	許可又は届出の年月日	昭和●●年●月●●日
宮島旅客運送事業の経営開始予定年月日又は経営開始年月日	起点	宮島口
	寄港地	—
	終点	宮島町
宮島旅客運送事業の経営開始予定年月日又は経営開始年月日	主な使用船舶の旅客定員数（1 隻当たり）	8 0 0 人
	使用船舶の隻数	3 隻
	カーフェリーの有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
宮島旅客運送事業の経営開始予定年月日又は経営開始年月日		昭和●●年●月●●日
書類の送付先		廿日市市●●-●● 株式会社●●●●
担当者		部署 氏名 電話●●●●-●●-●●●●

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 1 1 号（条例第 1 4 条関係）

宮島訪問税納入申告書

年 月 日

廿日市市長 様

特別徴収義務者

住所又は所在地

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

宮島訪問税の納付について、廿日市市宮島訪問税条例第 1 4 条の規定により申告します。

年 月 徴収分			
区 分	訪問数①	税率②	税 額 (①×②)
宮島訪問税の訪問者の訪問 (課税対象となる訪問者の訪問)	回	100 円	円
課税免除となる訪問者の訪問	未就学児		
	学校行事	回	
	障害者	回	
納付すべき宮島訪問税額			円

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2 この申告書は、前月中の訪問について記載し、毎月末日までに、乗船客の月報表等を添付して提出してください。

記入例

様式第11号（条例第14条関係）

宮島訪問税納入申告書

令和●●年●月●●日

廿日市市長 様

特別徴収義務者

住所又は所在地 廿日市市●●-●●

氏名又は名称 株式会社●●●●

代表取締役社長 ●● ●●

個人番号又は法人番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●

宮島訪問税の納付について、廿日市市宮島訪問税条例第14条の規定により申告します。

令和5年10月徴収分			
区 分	訪問数①	税率②	税 額 (①×②)
宮島訪問税の訪問者の訪問 (課税対象となる訪問者の訪問)	10,000回	100円	1,000,000円
課税免除となる訪問者の訪問	未就学児	/	/
	学校行事	100回	/
	障害者	50回	/
納付すべき宮島訪問税額			1,000,000円

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 この申告書は、前月中の訪問について記載し、毎月末日までに、乗船客の月報表等を添付して提出してください。

広島県廿日市市

宮島訪問税納入書 公

特徴 義務者	住所							
	名称							
会計	(款)	(項)	(目)					
	市税	宮島訪問税	宮島訪問税					
令和	年	月	指定番号					
税額								
延滞金								
計								
納期限	令和 年 月 日							
上記のとおり納入します。								
令和 年 月 日								
領収日付印								
口座番号 01380-0-960090 加入者名 廿日市市会計管理者								

(金融機関保管)

広島県廿日市市

宮島訪問税納入済通知書 公

特徴 義務者	住所	0						
	名称	0						
会計	(款)	(項)	(目)					
	市税	宮島訪問税	宮島訪問税					
令和	年	月	指定番号					
			0					
税額	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞金								
計	0	0	0	0	0	0	0	0
納期限	令和 年 月 日							
上記のとおり領収しましたので、通知します。								
令和 年 月 日								
領収日付印								
口座番号 01380-0-960090 加入者名 廿日市市会計管理者 取りまとめ店 〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター								

(廿日市市保管)

広島県廿日市市

宮島訪問税領収証書 公

特徴 義務者	住所	0						
	名称	0						
会計	(款)	(項)	(目)					
	市税	宮島訪問税	宮島訪問税					
令和	年	月	指定番号					
			0					
税額	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞金								
計	0	0	0	0	0	0	0	0
納期限	令和 年 月 日							
上記のとおり領収しました。								
令和 年 月 日								
領収日付印								
口座番号 01380-0-960090 加入者名 廿日市市会計管理者								

(納入者保管)

宮島訪問税月計表

特別徴収義務者名：

令和 年 月分

日付	課税対象			訪問者以外の訪問（訪問回数）					訪問者計
	訪問回数	税率（円）	税額（円）	未就学児	学校行事	障害者	1年分一時納付者の訪問	課税対象外（宮島住民・通勤・通学）	
1		100	0						0
2		100	0						0
3		100	0						0
4		100	0						0
5		100	0						0
6		100	0						0
7		100	0						0
8		100	0						0
9		100	0						0
10		100	0						0
11		100	0						0
12		100	0						0
13		100	0						0
14		100	0						0
15		100	0						0
16		100	0						0
17		100	0						0
18		100	0						0
19		100	0						0
20		100	0						0
21		100	0						0
22		100	0						0
23		100	0						0
24		100	0						0
25		100	0						0
26		100	0						0
27		100	0						0
28		100	0						0
29		100	0						0
30		100	0						0
31		100	0						0
月計	0		0	0	0	0	0	0	0

修学旅行等その他の学校行事であることの証明書【課税免除証明書】

年 月 日

所在地	
学校名	
学校長名	
学校種別 (チェック)	<input type="checkbox"/> 学校教育法第1条に規定する次の学校に該当します。 (幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)

下記の訪問については、廿日市市宮島訪問税条例第5条第2号に規定する修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事等に該当するものであることを証明します。

訪問年月日		
訪問人数	総数	人
	内訳	生徒 () 人
		引率者 () 人 付添人 () 人
学校行事等の区分		<input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他 (行事名:)
担当者連絡先		【学校】担当者 連絡先 【旅行会社が添乗する場合】 旅行会社名 担当者 連絡先

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 本証明書は、乗船時にご利用の船舶会社に提出してください。

記入例

修学旅行等その他の学校行事であることの証明書【課税免除証明書】

令和●●年●月●●日

所在地	
学校名	
学校長名	
学校種別 (チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 学校教育法第1条に規定する次の学校に該当します。 (幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)

学校教育法第1条に規定する学校以外の学校は課税免除になりません。

下記 例第5条第2号に規定する修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事等に該当するものであることを証明します。

訪問年月日	令和●●年●月●●	【対象行事等】 ・学習指導要領の年間指導計画に位置づけられているもの
訪問人数	総数	100人
	内訳	生徒(90)人 引率者(5)人 付添人(5)人 ・クラブ活動、PTCA活動のうち学校長が学校教育上の見地から必要と認めるもの
学校行事等の区分	<input type="checkbox"/> 修学旅行 <input checked="" type="checkbox"/> その他(行事名:遠足、社会見学など)	
担当者連絡先	【学校】担当者 部署 氏名 連絡先 ●●●●-●●-●●●● 【旅行会社が添乗する場合】 事業者名 事業者名 部署 担当者 氏名 連絡先 ●●●●-●●-●●●●	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 本証明書は、乗船時にご利用の船舶会社に提出してください。